

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年9月15日（金曜日）

午前10時開会 午前11時45分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）議案の審査

議案第58号 土浦市税条例の一部改正について

議案第64号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第71号 都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結について

議案第72号 都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結について

議案第73号 川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結について

議案第75号 財産の取得について
（荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入）

議案第76号 財産の取得について
（神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅰ型購入）

（2）請願・陳情の審査

受理番号4 第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願

（3）各種委員会等委員の選出について

・土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会委員 1名

・土浦市空家等対策協議会委員 1名

（4）その他

4 閉 会

出席委員（８名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	滝田	賢治
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

説明のため出席した者（３１名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
議会事務局長	櫻井	良哉
消防次長	本橋	一夫
秘書課長	浅川	邦子
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
財政課長	山口	正道
広報広聴課長	中川	光美
総務課長	細野	賢司
防災危機管理課長	大橋	博
人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏
課税課長	田中	裕之
納税課長	北島	康雄
市民活動課長	佐野	善則
人権推進課長	福原	守
生活安全課長	中山	悟
市民課長	羽成	信明
環境保全課長	日高	寿志
環境衛生課長	羽成	健之
教育総務課長	塚本	富美代
スポーツ振興課長	寺崎	敏彦
消防総務課長	磯山	公奉

予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
議会事務局次長	天貝 健一
監査委員事務局長	藤井 徹
会計課長	五来 顕

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（２名）

○奥谷委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日の審査の流れについて申し上げます。当総務市民委員会へ付託されました請願1件について、請願者から意見陳述の御希望がございました。本日もお越しいただいておりますので、協議事項(1)議案の審査の前に、(2)請願陳情の審査に入ります。受理番号4第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和5年9月15日開催フォルダの中の資料9を御準備ください。それでは、まず、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳述内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長から注意をいたしますので、御了承願います。なお、陳述していただく時間は10分間となります。それでは、意見陳述を始めてください。

○意見陳述者 おはようございます。貴重な時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。土浦市在住の・・・と申します。よろしくお願いいたします。まず、7ページを御覧いただけますでしょうか。7ページに今回の請願の3項目を書いてございます。一つはこの行動計画の見直しを早く、着手していただきたいということでございます。目標値の設定も高くしていただきたいということですが、数字は何パーセントというような書き方はしてございません。2番と3番はですね、その後の推進体制の見直しとですね、あと行動計画の見直しということで書かせていただいております。つぎに、18ページを御覧ください。

○奥谷委員長 資料にちょっと通し番号が振ってないので分からないんですけども、見出しとか分かりやすい表示はありますか。

○意見陳述者 これに通し番号が振ってあったんで。では、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の最終ページです。こちらを御覧ください。これが現在のですね、目標で18パーセント削減ということになっております。では、後ですね、こちらのお手元の補足資料の方を御覧ください。その最終ページ、3ページ目。こちらにその位置付けを書いてございます。下の方ですね、米印のところに18パーセントの位置付けということで、こちらは環境省の資料でございますけれども、土浦市は下位4分の1の位置にありますということです。早くこの見直しをしましょうということについてですが、第二期行動計画の2ページ目ですね、表紙の次。こちらにあります、計画の期間ということで、次回の見直しは2025年になっております。早急に見直しが必要だという意見の内容について、御説明いたします。こちらの補足資料の方の冒頭から御覧ください。こちらはですね一番上のグラフ、これは東京大学の高村教授の資料なんです、現在の日本でいえば46パーセントと言っている目標でいくと、このグラフのNDCですね、世界の目標を足し合わせたものだと、このぐらいの位置になりますよと。それに対して、1.5度目標は、まだまだ全然ギャップが大きいですということを言っています。この下のグラフはですね、左側で、現在の世界が約束しているNDCで積み上げていくと、1.5度を達成するには、もう残りは排出できる量はほとんどなくなりますということを言っています。次のページ御覧ください。こういった施策によってこれを対策をし

ていくかということで、2030年、2050年の目標と内容が書かれております。青いものが市場化された技術、オレンジが開発中の技術ということでございます。ほとんど2030年までの対策が非常に重要だということをさっき申し上げたわけですが、その2030年までに手を打てる技術というのは、80パーセントぐらいもう世の中に存在しているということを表してございます。今度、本文の方ですね、3枚目になります。冒頭が、ところが第二期土浦市と書いてあるところのですね、下の方です。まず、このカーボンニュートラルのような現在の技術では最終的には実現が難しいものに関しては、フォアキャスティングの考えではなくてゴールを定めて実現に向けて政策を創造していくというバックキャスティングの考え方が取り組むべきものです。そうは申しましてですね、やはり土浦は産業部門が多くてなかなか手が出せるものがないんだというような理由が書いてあります。行動計画にですね。それに対してですね、手がありますよということを、そのあとに書いております。次のページになります。ゼロカーボンシティ宣言によりと書いてあるページですが、その2段落目にですね、国が地方自治体に求めている実行計画で産業部門については、地方自治体が影響力を持ちにくい大規模事業者は、このちょっと文言間違えたんで修正させてください。とりあえず脇に置いてというのは適切ではありません。大企業の計画に委ねて、地方自治体が自分自身でできるものを市に集中してやってくださいと、こういうことがコンセプトです。そのコンセプトの内容について、そのあと書いてあるんですが。ですから、土浦市は産業部門がCO₂排出量が多いからと、高い目標を定められないんだと、見合わせる必要はないだろうということがここで申し上げたいことです。以上が早急に見直しが必要ですよという内容です。いろいろ議論していくのに1年2年はかかりますので、25年になってから見直ししましょうではなくてですね、即動き出してやっとな25年に見直しが可能かなと考えております。2番、3番の要点はですね、環境部門の政策の関係の部署だけではなくてですね、産業政策とか、都市計画、住宅政策、そういったものに全部絡んできますので、交通、そういったものも束ねたですね、組織が必要でしょうということを申し上げています。こちらの補足資料の方の3枚目を御覧ください。先ほどの円グラフの上でございます。こちらは、県と基礎自治体でちょっと違いますけど、長野県のゼロカーボンシティの戦略についてということで、組織を令和2年あたりに作ったもので、知事をトップとした組織作りをやってございます。以上、私からの御説明を申し上げます。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。審査に入る前に委員の皆様から、陳述者の方に聞いておきたいことはございますでしょうか。

○古沢委員 よく理解できないんですけど、具体的には、土浦市にこういうことを行って欲しいという提案がありますか。

○意見陳述者 先ほど申し上げましたように、多分野にわたりますので、それぞれに関する専門知識を持っているわけではないので、例えばの例ですけれども、住宅の断熱改修だとかですね、そういったものを進めていったりが重要じゃないかなと思っています。そういった補助金もですね、国の方で準備されていますので、それを活用して、市でお

金持ち出しじゃなくてもできることってありますので、そういったものが必要かなかというふうに思っております。ほんの一例でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 この２ページ目のところにですね、市場化された技術ということで、２０３０年、２０５０年ということであるんですか。この数字というのはですね、こういうことなのかどうか、何て言ったらいいんでしょう。要するに技術って、５０パーセントぐらいゼロになることは、４００パーセントをできるということはないと思いますけど、こういう数字的な予測というのは、根拠があるものなんでしょうけど。この２ページ目の。こういうことですよという話で、大きな話として分かるんです。私もそれについては賛成なんですけど。ただ、今回出されてるのはちょっと分かりにくいなと思ってさっきから聞いているんですけど。なおかつですね、こういう技術が開発されていくから、当然。ただ目標を立てないとできないんだろうということなんだろうと思いますが、ただ、それでも何て言うんですかね。５０パーセントと。これが３０パーセントになるということはないんでしょうよねっていう。ここ。そうですね。要するに技術によって、もうちょっと何ていうんですかね、今の状況を改善できるような技術というのは、私なんか思うと将来的には、そんなもの、何ていうかね、廃止されなくてもできるような技術がもっと開発されて、これが２０パーセントぐらいなんじゃないかななんて漠然と思っているんで、ちょっとその辺でお聞きしたいんで、すいません。

○意見陳述者 実はここで申し上げたいのはですね、先ほど申し上げた２０３０年までに手を打つことがとにかく必要、重要ですよということを申し上げたくて入れたものがございます。ですから、将来的に例えば水素技術がある、アンモニアがあるというところ、これ例えば２０３０年度まで実用化されないと。そういうところにだけ期待するのではなくてですね、今ある技術を使ってやっていくのにそこそこ技術は存在しますよと。これがＩＥＡ国際エネルギー機関の資料ですから、これのちょっと中身のブレイクダウンはここでは持ってきておりませんけれども、例えばそのグラフの下ですね、環境省の補助金交付金の資料がありますけど、実はこれ、ここには載せていませんけど、これの２ページ目にですね、こういう項目が載ってます、こういうのが対象になるよと。そこももう既に技術が確立されたものが載せられていて、そういうものを使って手を打ってくださいねというのがございます。お答えになっているかあれなんですか。

○小坂委員 ですからですね、こういう目標があって、技術革新によって、こういうことがなされるだろうということなんです。それと自治体として、先ほどですね、補助金とかいう話がありましたが、もし言い出すんだったら、そういう具体的な、これに補助を出してくださいとかそういう方が私は分かりやすいのかなと。全体的でですね、ちょっと非常に、何か残念なんですけど、私の理解力が足りないんで、ちょっと分からない所がありますんで。すいません。ごめんなさい。質問もあんまりよく分からないような質問でごめんなさい。

○奥谷委員長 ほかに御質問ありますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、意見陳述については以上といたします。ありがとうございました。陳述者の方は傍聴していただくか、御退席いただきますようお願いいたします。

○意見陳述者 ありがとうございました。

○奥谷委員長 それでは、つづきまして、請願事項に関する市の取組状況等について、執行部より説明願います。

○日高環境保全課長 それでは、同じフォルダ内の資料１０をお願いいたします。第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願について、３点いただきましたので、取組状況等につきまして御説明いたします。なお、１点目につきましては、３ページの資料１を、２点目と３点目につきましては、４ページの資料２を御参照いただきたいと存じます。まず、１点目の第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の見直しに即着手し、少なくとも国レベルの目標の設定を行うことですが、令和２年３月に策定した第二期土浦市地球温暖化防止行動計画では、国の計画の温室効果ガス排出量の削減目標２６パーセントを部門別の排出削減目安のほか、県の計画を踏まえて、実質、国の削減目標以上を目指していくこととし、１８パーセント以上としました。その後、国では、令和３年１０月に計画を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標２６パーセントを４６パーセントに引き上げたことから、本市におきましても、令和４年３月に策定した、上位計画でございます第三期土浦市環境基本計画の中で、温室効果ガス排出量を国の削減目標と同じとするとしております。なお、今後、国の削減目標値が変更される可能性も踏まえ、具体的な数値は記載しませんでした。つぎに、２点目の市長をトップとする部門横断の推進体制を構築することですが、本市におきましては、土浦市環境政策推進会議設置要綱に基づき、本市の環境に関する政策を総合的かつ効果的に推進するため、土浦市環境政策推進会議を設置しております。土浦市環境政策推進会議は、市民生活部長が会長となり、市長公室長、各部長、消防長、議会事務局長の部長職１１人により組織しております。所掌事務は、環境に関する政策の総合調整に関すること、環境基本計画、その他の環境に関する計画及び施策の進行管理に関すること。その他、環境に関する政策の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項となっております。環境に関する計画の策定や見直し時には、年度内に４から５回開催し、それ以外は年度内に２回開催しております。つぎに、３点目の環境審議会の下に、土浦市地球温暖化防止行動計画見直しの作業部会を設置し、専門家に加え、広く市民の参加も促し、作業を進めることですが、本市におきましては、土浦市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、土浦市環境審議会を設置しております。土浦市環境審議会は、市民学識経験のある者、産業界を代表する者、市議会の議員から成る１５人以内で組織するとしており、現在の委員は、市民６人、学識経験者４人、産業界代表３人、市議会議員２人の計１５人により組織されております。所掌事務は、環境基本計画の策定及び変更に関すること、その他、環境の保全及び創造に関する基本的事項となっております。環境に関する計画の策定や見直し時には、庁内組織であります環境政策推進会議を経て、年度内に４から５回開催しております。また、策

定や見直しを行った計画案につきましては、パブリックコメントを実施し、市民等から広く意見を募集しております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。それでは、審査に入ります。委員の皆様の御意見を伺ってまいります。執行部に御質問がある場合は併せてお願いいたします。それでは、何か御質問ある方いらっしゃいますか。

○柳澤委員 今現状でも、対策の部門を、審議会を設置していただいて揉んでいただいているということなんですが、先ほどのお話の中から引き続きなんですけども、このCO₂削減するということに当たって、その具体的な案、各部門、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門という中であって、削減の目標数値はあるんですけど、具体的などこの部分ではどのようにして減らしていこうと、そういった案というのは今までどういったものが出ているのでしょうか。

○日高環境保全課長 現在、市民、事業者、市が協働連携のもと、計画に基づきまして、様々な取組を行っているところでございます。特に部門ごとに特化した取組というのは、今のところ、この部門はこういった取組ということはないんですが、3者連携のもと、例えば太陽光発電設備と連携した蓄電システムの設置補助。それから、地球温暖化対策などの出前講座、それから、市と事業者が協定を締結し、環境問題などに取り組むエコパートナー事業など、様々な事業を行っております。さらに、昨年4月には、さらに取組を加速させるために、東部ガス株式会社、東京瓦斯株式会社とカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定も締結しているような状況でございます。以上でございます。

○古沢委員 そういう具体的な行動をしているんですが、それでその目標をクリアできるのでしょうか。

○日高環境保全課長 現在、国が公表しております令和2年度の最新の値によりますと、平成25年度比、基準年度比で約36パーセント削減しているような状況でございます。以上でございます。

○古沢委員 よくイメージが湧かないんですが、36パーセント削減というのは、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○日高環境保全課長 こちらの数値につきましては、市で独自には集計することができないものですから、国が推計公表している値によります。それで最新の値につきましては、令和2年度ということで、基準年度から約36パーセント削減という公表になっております。以上でございます。

○柳澤委員 重ねての質問になってしまうんですが、今出たような質問でしたら、今回の成果に関するところなんですけども、そういった意見が出て、出るということは、このCO₂の削減の取組というのは、結構目に見えて、まず分からないものというのがまた前提だと思うので、何と言いますか、もっとこう細かく刻んでのロードマップっていうんですかね、例えば、ここにね、今に、お出しいただいた資料とですと、2030年と2050年の比較、市場化された技術とか、そういったものの資料にはなってしまうんですけど、なんていうかですね、もっと細かく刻んだようなロードマップのようなもの

があれば、もう少しその安心もできるのかなということが一つあるのかなと思います。あとは、先ほどおっしゃられたような具体的な取組というものもあるんですけども、太陽光電池の設置ですとかあとは住宅の省エネ化などですね、もちろんあると思うんです。ただ、ざっと考えても、例えば、業務部門の方で言えば、例えば働き方の時間を変えるということで日中の暑い時間を避けて夜の時間に働くような働き方改革の方からCO₂の削減の取組もできますし、家庭部門で言えば、ごみの排出量の意識を高めるようなキャンペーンを行うとか、あとはこちらも省エネ化対策。運輸部門の方で言えば、もちろん車両船舶等から出るCO₂というものが問題になると思いますし、その意味で言えば、例えば、高効率の高いタイヤや、あとは道路の整備、そういったことでも少しずつ問題の解決が図られていくかなと思うんです。そういった細かな具体策というところを出していくことで、そういった不安というものを和らげられるんじゃないかなというふうに思います。

○奥谷委員長 質問ですか。それとも意見。

○柳澤委員 こちら意見になりました。失礼しました。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

○篠塚委員 庁舎内の取組として、つーちゃんEMSというものを取り組んでいると思うんですが、これ分からない点が多々あると思うんで、再度庁舎内の取組として、各部署につーちゃんEMSするという部分を入れて取組をしていると、ちょっと紹介していただけますかね、つーちゃん自体も多分分からない方も多いかと思うんで、これ土浦市の環境問題に対するシンボルですよ。それも含めてちょっと説明していただけますか。

○日高環境保全課長 今篠塚議員の方から御案内をいただきましたつーちゃんですけども、土浦市の地球温暖化防止シンボルキャラクターということで、つーちゃんというのがございます。こちらポロシャツなんですけど。この左胸のマークにこちらがつーちゃんというものになりまして、こちらは平成22年の11月に、土浦市としまして地球温暖化の防止に取り組んでいきたいと思いますということで、一般公募をして、決まったデザインでございます。こういったポロシャツを作成しておりまして、職員の方に販売をして、着てもらっているような状況でございます。また、つーちゃんEMSにつきましては、土浦市としましては、以前は、ISO14001を取得しておりましたが、それに代わるEMSということでつーちゃんEMSにより、市役所も地域で1事業者として温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるような状況でございます。以上でございます。

○篠塚委員 取組をしているんですけども、なかなか周知されてない。土浦市もやっているけど、企業さんにもお願いして、いろんな事業をしていると思うんですけど、周知されてない点もまずあるということと、それから、一般質問の中で出ていましたけど、沸騰化。温暖化じゃなくて沸騰化の時代に入っているところで、今から目標数値をもっと上げていかないと、このままでは大変なことになるというのは、皆さん御存知のとおりだと思いますので、それも含めて、もっとこの環境問題に対して力を入れていくべきじゃないかというような、私は請願だと思っているんですけども、それにこの請願を含めてですね、もっと力を入れてやっていく点というのはあるとお考えでしょうか。

○日高環境保全課長 来月になりますけども、毎年10月に環境展というものを行っております。こちらは、土浦市環境基本計画推進協議会、こちらが主で土浦市と協働により行っているものでございますが、こちらには土浦市の各課の出展のほか、企業なども出展していただいております。そういったところも含めまして、市民、事業者等への地球温暖化に対する周知啓発等に、今後も、今まで以上に周知啓発を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○小坂委員 今篠塚議員もおっしゃってたんですけど、本当に沸騰化ということで、現在の計画をですね、もうちょっと早めにできないかっていうことなのかなというふうに、私としては理解したんですけど、そういうことって、国の目標に合わせて当然計画作るんですけど。もうちょっと意欲的に、ここは土浦市の特色だみたいな、そんなことは考えられるのかどうかです。すいません。あるかどうかは分かりませんが。

○日高環境保全課長 地球温暖化防止行動計画見直しにつきましては、令和7年度としておりまして、現在、地球温暖化に関しましては、こちらの地球温暖化防止行動計画と、上位計画であります第三期の環境基本計画、こちらに基づきまして、色々な取組を進めているところでございまして、今小坂議員がおっしゃった土浦市独自のというと、そういうのがあれば、もちろんいいかなと思うんですが、なかなか今のところ見つけられないような状況でございます。以上です。

○小坂委員 ありがとうございます。

○目黒副委員長 先ほど東京ガス、東部ガス、大きな所以外にも、個人経営の所であったりとか、そういった小さな、中小の所に対して、協定とはいかなくても、そういう取組を促す市の事業などがありましたら教えてください。

○日高環境保全課長 企業との取組といたしましては、土浦エコパートナー事業ということで、現在、市、土浦市内の事業所38社と締結を結んでおります。以上です。

○目黒副委員長 38社、具体的にとは言いませんけども、例えば飲食業だったりとか、建築業とか、そこら辺は分かりますか。

○日高環境保全課長 こちらはですね、主に工業団地の大手企業がメインとなっております。以上でございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。つづきまして、市民の皆様に出前講座等もされているってことですけども、どのような内容かと、あと実施回数とか、もし分かれば、回数分からなくても、どのような種類だけでも。

○日高環境保全課長 地球温暖化に関する出前講座でございますが、現在、本市としましては、NPO法人エコレンという団体と、協働により、出前講座を行っております。主に小学校、小学生を対象に行っておりまして、地球温暖化の今現在、例えば、将来何年後かの気象、気温などの子供たちに説明をしまして、その説明後にリサイクル工作を実施しているような状況でございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。やっぱり企業だけじゃなくて市民全体でそういうふうに取り組むところで、小学生の時からも、やっていくことは本当非常に大事だと思いますし、今子供たちが大人になった時、そうならないためにも特にそういっ

たところで、要望ありますけど、特にそういった小中学生のお子さんたちには、重点的にですね、教育指導の方よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

（「傍聴席から失礼します」との声あり）

○奥谷委員長 傍聴からは発言はできませんので、お控えください。ほかに質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 私の方から1点確認をさせていただきます。御提出いただいた資料1の所に、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画における温室効果ガスの排出量削減目標とありますけれども、本市の削減目標は18パーセント以上削減。国の削減目標26パーセント削減というところありますが、この違いについてちょっともう一度詳しく説明をお願いしますか。

○日高環境保全課長 資料1の表の下、米印の所を御覧いただきたいんですが、こちらに国の削減目標26パーセントと、本市の削減目標との違いにつきましては、国の温室効果ガス排出量の内訳の中に含まれております発電所など、市町村には直接関係のない部分を除いて算出した結果が18パーセントとなったものでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 では、これは本市の削減目標は大きく見て、国の政策で発電所であったり、大規模な直接市町村とは関係のない部分を除いては、18パーセントということで、国の削減目標を捉えていいということによろしいです。

○日高環境保全課長 そのとおりでございまして、特に産業部門につきましては、国では6.5パーセント削減としておりましたが、県の削減目標9パーセント削減と合わせまして、本市も9パーセント削減としたところとございまして、実質産業部門につきましては、国よりも2.5ポイント高い目標として設定したものでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。ほかに質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。

○篠塚委員 採決に移る前に、提案なんですけども、大変重要な地球温暖化防止対策でございます。この数値目標だけを変えとかです、内容を色々な所で変えていかなきゃいけないというのがあるんですが。行動計画の見直しをするに当たっては、色々な御意見をいただいたり、時間がかかっていきますので、すぐに行動計画を見直すには、余りにも内容が多すぎますんで、もう少し委員会でですね、この件に関して審議をして、行動計画の見直し方や方向性も含めて提案をしていくべきだと考えますので、継続でこの議案に関しては審査をしていくようなことはいかながなものでしょうか。

○小坂委員 私もちっと内容がですね、多岐にわたるという、非常に地球そのものの話と絡みますんで、継続のがよろしいのかなと。もうちょっと審議を尽くした方がいい

んではないかというふうに思いますので。

○奥谷委員長 ほか、御意見ございますでしょうか。

○目黒副委員長 私も同意見でございます。やっぱり産業の業務、家庭、運輸、廃棄物という環境保全課以外の部署からの説明とかも、もし資料なりあれば、もっと議論しやすくなると思いますので、継続をお願いします。

○奥谷委員長 ただ今、本請願につきまして、継続審査を求める意見がありましたので、継続審査とすることについてお諮りをしたいと思います。本請願を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(目黒副委員長、篠塚委員、小坂委員、滝田委員、菅井委員、柳澤委員)

○奥谷委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、継続審査とすることに決しました。それでは、受理番号4については、継続審査といたします。請願陳情についての審査は以上でございます。暫時休憩いたします。10時50分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時50分)

(執行部入室)

○奥谷委員長 それでは、協議事項(1)議案の審査に入ります。議案第58号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは資料1を御準備ください。よろしいでしょうか。それでは、執行部より説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。議案第58号土浦市税条例の一部改正について、説明させていただきます。令和5年度の税制改正により、土浦市税条例においても、改正が必要となったものにつきまして、一部改正を行うものでございます。それでは、資料の1ページをお願いいたします。1番の改正の内容について、(1)の個人市民税関係から説明させていただきます。今回の主な改正としましては、①の森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税につきましては、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、国税である森林環境税等が創設され、令和6年度から賦課徴収が開始されるものでございます。それに伴いまして、個人の市民税の徴収の方法、納税通知書、給与所得及び公的年金等に係る特別徴収などに関する規定に森林環境税を盛り込む改正を行うものでございます。施行日は令和6年1月1日からで、下の表にあります条文を改正するものでございます。つづきまして、②の給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化による改正でございます。前年に提出した扶養親族等申告書と記載事項に異動がない場合は、異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする規定を新設するものでございます。施行日につきましては、令和7年1月1日でございます。つづきまして、(2)の軽自動車税関係でございます。エンジンの燃費・排ガス試験等の不正を行った場合に、自動車メーカーを納税義務者とみなして、環境性能割及び種別割の納税不足額を徴収する際に、加算する割合を10パーセントから35パーセントに引き上げられたことによる改正でございます。施行日は、令

和6年1月1日でございます。2ページが森林環境税等の概要でございます。3ページからが改正する条例の案文でございます。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 森林環境税についてですが、県税で森林湖沼環境税。今度は国の方で、森林環境税と。何か同じような税金で二重取りされているんじゃないかというようなイメージもされる方も出てくると思うんで、この辺の所はよく、もし問い合わせがあったら説明していただくようよろしくお願いします。要望でございます。

○田中課税課長 今回のですね、条例改正の方、今回の議会で議決をいただきました、そのあとですね、市の広報紙、ホームページの方で、この制度について、周知の方をしていきたいと考えてございますので、そちらについては了解しましたのでよろしくお願いします。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第58号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり決しました。つぎに、議案第64号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本人事課長 本定例会におきまして、議案第64号として提出してございます地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明をいたします。1番の制定理由でございますが、本案につきましては、本年5月8日に、地方自治法の一部が改正されることによりまして、地方自治法を引用する土浦市監査委員条例及び土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。つぎに、2番の制定内容でございますが、ただ今申し上げました地方自治法の改正により、同法の条文を引用している本市の条例に条ずれが生じたことから、（1）に記載の土浦市監査委員条例につきましては、第4条で引用しております地方自治法の条項をこれまでの第243条の2の2第3項から第243条の2の8第3項に改めるものでございます。また、（2）土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、第1条中、第243条の2第1項を第243条の2の7第1項に、第243条の2の2第3項を第243条の2の8の8第3項に改めるものでございます。3番の施行期日でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、令和6年4月1日でございます。なお、次の2ページにつきましては条例の案文となります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第64号地方自治法の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり決しました。つぎに、議案第71号都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは、資料3でございます。議案第71号都和南小学校屋内校舎棟及び屋内運動場棟長寿化改良機械設備工事請負契約の締結についてでございます。こちらの案件でございますが、議会の議決をすべき契約及び財産の取得処分に関する条例、こちらの第2条ですね、議会に付さなければならない契約、こちらの予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。それでは、1ページからお願いいたします。名称でございます。都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事。工事場所につきましては、土浦市常名地内でございます。工事内容でございます。校舎棟、こちらはRC造り三階建て、延べ面積4,157平米でございます。校舎内の主な工事内容につきましては、保健室にシャワーブースの新設、そのほかですね、各階のトイレに洗浄を暖房便座の設置、衛生設備器具の改修工事、給排水管の更新、受水槽及び給水ポンプの屋内外給排水設備の改修、消火設備の改修、空調調和設備等の改修、換気設備等の改修が主なものとなっております。屋内運動場棟につきましては、鉄骨造り2階建て、延べ面積969平米でございます。主な工事内容につきましては、バリアフリートイレの新設に伴います給排水管、汚水中継槽の新設、換気設備等の新設、その他消火設備等の工事などでございます。契約金額につきましては、2億4,142万8,000円。契約の相手方といたしましては、市内本社の株式会社アクアプラントテック。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの内容につきまして、議決をお願いするのでございます。それでは、2ページをお願いいたします。1番、2番につきましては、御覧のとおりでございます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日から、令和7年の3月15日までとなっております。6番の契約の方法でございますが、7月20日に一般競争入札にて執行したものでございます。8番の工事の目的でございますが、工事予定の校舎棟屋内運動場棟、こちら竣工から40年が経過して老朽化が著しいことから、土浦市の学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設を築後80年間使用することを目指しまして、長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。つづきまして、3ページでございます。こちらは、都和南小学校の位置図でございます。赤色の部分が今回の工事の対象となっている所でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらが入札の結果でございます。中段に記載のとおり、3社から応札があったものでございます。予定価格につきましては、左下に記載がございます税抜きで2億1,990万円でございます。また、落札率については、99.81パーセントでございました。なお、資料3別添には、工事内容や工事工程表などが記載されておりますので、後程御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 機械設備関係は40年もたないですね。大体、どのぐらいでみているんですか。

○塚本教育総務課長 教育総務課でございます。機械設備等につきましてですが、随時これまでは修繕をしておりました。長寿命化の考えとしましては、築20年で予防改修で、40年目で長寿命化、そのあと20年目でさらに予防改修がございまして、最終的に80年施設を使うことを目標としてありますので、さらに20年後に予防改修をする予定でございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、採決に移ります。議案第71号都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり決しました。つぎに、議案第72号都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは、資料4をお願いいたします。議案第72号都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事。こちらの請負契約の締結についてでございます。こちらの案件につきましても、議会の議決を付すべき契約、財産取得または処分に関する条例の第2条に該当するものでございます。予定価格が1億5,000万以上の工事なものですから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページの方をお願いいたします。名称につきましては、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事でございます。工事場所は土浦市常名地内でございます。工事内容でございます。校舎棟の内容でございますが、屋根の防水改修でございます。ウレタンと被膜防水遮熱仕上げを施しまして、躯体や建物への漏水を防ぎ、建物の劣化防止を図っていくといったものでございます。外壁及び校舎入口の軒天につきましては、高圧洗浄後に再塗装いたしまして、鉄筋の腐食対策を実施いたします。窓ガラスにつきましては、遮熱のペアガラスにすることで断熱化、省エネ対策を図っていくといったものでございます。つづきまして、校舎内部でございます。こちらは、エレベーターの新設工事を実施いたします。給食用専用昇降機、こちらをですね、人、貨物兼用のエレベーターとし、バリアフリー化対策を図ってまいります。それと保健室にはシャワーブースを設けまして、けが、汚物等の洗浄、熱中症対策に図っていくといったものでございます。つづきまして、屋内運動場棟の工事でございます。こちらにつきましては、屋根の改修でございますが、現在の屋根に遮熱材を敷いて、その上から金属製の屋根を覆いかぶせるようにいたしまして、断熱化を図ってまいります。外壁と入口の軒天相当につきましては、現在の塗装を高圧洗浄いたしまして、その上から再塗装を実施していくものでございます。つづきまして、外部の建具等でございますが、現在の窓

の方ですね、省エネ対策といたしまして、半分程度まで面積を減らした上で、遮熱ペアガラス層にいたしまして省エネ対策を図ってまいるものでございます。つづきまして、内部でございます。アリーナの床につきましては、現在の木製から長尺塩ビシートに変更するものでございます。つづきまして、内部のですね、壁の所ですね。こちらは、今現在、木造の内壁になっています。こちらを撤去いたしまして、断熱材を吹きつけて新しい木製壁材を張りつけるといった工事でございます。つづきまして、バリアフリースイレを、屋内運動場の正面入口部分に新たに設置いたします。それとステージの床につきましては、現在の木製床を研磨いたしまして、再塗装を図っていくといった内容でございます。つぎに、契約金額でございます。こちらにつきましては、10億と705万円でございます。契約の相手方につきましては、市内本社を有する株式会社山本工務店と株式会社折本工業との特定建設工事共同企業体でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。それでは、2ページをお願いいたします。1番、2番は記載のとおりでございます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日から令和7年3月15日まででございます。6番の契約の方法でございます。こちらは、8月8日に一般競争入札にて執行したものでございます。8番の工事の目的でございますが、こちらとも都和南小学校の校舎棟屋内運動場棟、先ほどと同じですが40年が経過し、老朽化が著しいことからですね。土浦市学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設を築後80年間使用することを目指しまして、長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。つづきまして、3ページでございますが、こちらは都和南小学校の位置図でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらは、入札結果でございます。中段に記載のとおり、2共同企業体からの応札がございました。予定価格については、左下に記載がございます。税抜きで9億2,686万円、落札率は98.77パーセントでございました。なお、資料4別添には、工事内容や工事工程表等が記載してございます。後程御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 校舎と屋内運動場は断熱をするということなんですが、大体どのぐらいの効果が出てくるんでしょうかね。今年の夏だったら、屋内運動場何度ぐらい下がるとか、校舎だったらどのぐらい下がるか。

○塚本教育総務課長 断熱効果の方なんですけれども、昨年度、神立小学校の方で体育館の長寿命化改築工事を行いまして、6月から外気温と内気温を月1回程度なんです、測っている状況で、今のところマイナス2度ぐらいの状況でございます。省エネ等につきましては、今後、効果が得られていくのかなというところで、断熱効果としては、今見られる段階では、外気温に対してマイナス2度程度下がっているという状況でございます。以上でございます。

○篠塚委員 予定価格の算定基準。どのように算定したか、ちょっと確認をさせていただきたいと思うので、9億2,600万円の算定は、どのように算出したんでしょうか。大枠で結構ですので、例えば実施設計をした段階で、いろんなものがあると思うので、その数字を積み上げてとか、そういうところでいいです。

○皆藤管財課長 管財課でございます。こちらにつきましては、担当課の方で、まず、工事にかかる土木費、建築費、直工費とか、そういうものを単価表に合わせて計算したものが、その予定価格となっているものでございます。

○目黒副委員長 大きな工事が二つ入るんですけども、工場の重機だったりとか、搬入するに当たって、先生方の駐車場、また、グラウンドの方に工事の重機とかが入ったりすることがあるのか。また、もし、先生方の駐車場が使用される場合、それに代替える場合とか、そういった対応が決まっていたら教えてください。

○塚本教育総務課長 工事車両等が入りますので、児童と工事車両の入口等は分けて、安全確保に努めている状況でございます。駐車場につきましては、今回の都和南小に関しまして、比較的広い敷地がございますので、特にその部分は学校の方と協議しておりまして、新たな場所を借りるとかといったことはありませんで、敷地内の方で協議が済んでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにありますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第72号都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり決しました。つぎに、議案第73号川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは、資料5の議案第73号川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結についてでございます。こちらの案件でございますが、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条、議会に付さなければならない契約、予定価格が1億5,000万以上の工事に該当しますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。名称につきましては、川口運動公園野球場スコアボード改修工事。工事場所は土浦市の川口2丁目地内でございます。工事内容でございますが、表示部改修工事につきましては、現在の磁気反転方式からフルカラーLEDに。時計、スピードガン設備についても更新をいたします。画面サイズにつきましては、幅16.64メートル、高さ5.44メートルでございます。サブスコアボードの更新工事につきましては、バックネット裏に設置されているものでございまして、幅2.3メートル、高さ1.2メートルほどの大きさのものに更新するものでございます。電源設備工事、また、システムの更新工事につきましては、操作室内や既存電源設備の改修で実施していくものでございます。なお、こちらスコアボードの構造体と表示面以外の内外装につきましては、既存のものを利用するものでございます。契約金額につきましては、2億5,850万円。契約の相手方は市内に本社を有する雅電設株式会社でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。この内容の契約について、議決をお願いするものでございます。それで

は、2ページをお願いいたします。1番、2番につきましては記載のとおりでございます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日から6年の3月15日まで。6番の契約の方法につきましては、8月8日に一般競争にて執行したものでございます。8番の工事の目的でございますが、既存のスコアボードは、平成23年に設置されたものでございます。老朽化しておりますことから、フルカラーLEDに更新することで、視認性やメンテナンス性の向上を図っていくものでございます。3ページでございますが、こちらが位置図になってございます。黄色いポチのところが大きな工事、スコアボードのある部分でございます。4ページをお願いいたします。こちら上の写真がですね、現在のスコアボード、下の写真が改修後のこれはあくまでもイメージとなるものでございますが、改修につきましては下の写真の右側にある、時計やボール、ストライクなどを表示する部分ですね、土浦市の場合はこれが右側の方に設置されるというようなイメージでございます。5ページをお願いいたします。入札結果でございますが、中段に記載のとおり、3社から応札があったものでございます。予定価格につきましては左下に記載がございます税抜きで2億3,826万円。落札率は98.663パーセントでございます。本案件の説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 工事期間がですね、10月から3月ということで、この間はこのグラウンドそのものは使えるんでしょうか。そしてまたそういう大会とかできないのかどうか、その辺お願いします。

○寺崎スポーツ振興課長 今の御質問にお答えいたします。工事に入る期間というのは野球場の使用の方は、停止とさせていただきます。来年度、4月からについては、御利用の方は可能となっております。よろしく申し上げます。

○奥谷委員長 ほかにありますか。

○篠塚委員 前回の委員会でちょっと説明を受けたんですけども、なぜ磁気反転方式からフルカラーに変えるのか。10年ぐらいですかね。その10年前に、この磁気反転方式しかなかったのか。それから、10年経ったらなぜこのLEDに変えるのか。これから先、またLEDに変えて、何年後にはやっぱり工事が必要なのか。ちょっとその辺も含めて御答弁をお願いします。

○寺崎スポーツ振興課長 既存のジェイコムスタジアムの磁気反転式スコアボードについては、今篠塚議員がおっしゃったとおり、耐用年数の10年が経過しておりますが、現在、頻繁に故障が発生し、利用者からの苦情もかなり増加しており、また、修繕するにも部品製造が行われていない現状がございます。これを、今の磁気反転方式を採用する際には、今主流となっていますフルLED方式の初期の段階で、選択肢はございましたけれども、そちらのいわゆる維持費とかそういうものも当時考慮しまして、結果的に磁気反転方式を採用したという経緯がございます。現在、県内外の主な球場では、フルカラーLED方式が主流となっておりますので、今後これを採用すると、これは、もう汎用品ですので、部品というのは10年経過しても、交換は十分対応できると考えております。視認性は当然でございますけれども、メンテナンス性、そちらを重視しまして、

今回この更新をさせていただくような形になりました。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○古沢委員 LEDですから、当然寿命は相当延びるでしょ。

○寺崎スポーツ振興課長 今回のLED方式ですけれども、法定耐用年数は10年ということになっております。ただ、先ほど申し上げましたように、今の全国の主な球場はこの古いLED方式が主流となっておりますので、今回の磁気反転方式については、部品製造がもう打ち切られてしまったってことなんですけど、LED方式に関しては10年を経過しても、十分その部品の交換というのは、可能ということで考えております。以上です。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第73号川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり決しました。つぎに、議案第75号財産の取得について、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入を議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。サイドブックス資料6をお願いいたします。議案第75号財産の取得について、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入についてでございます。こちらの案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得処分に関する条例第3条に該当いたします。議会の議決に付すべき予定価格2,000万以上の財産の取得に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。名称につきましては、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入。契約金額は3,674万円でございます。契約の相手方は、県内のひたちなか市に本社を有しますコーケンネットワークス株式会社でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものでございます。それでは、2ページをお願いいたします。1番は記載のとおりでございます。2番の納入場所につきましては、土浦市消防本部でございます。3番の期間でございますが、議会の議決を経た日から6年の3月20日までが納期ということでございます。6番の契約方法につきましては、6月23日に指名競争入札にて執行したものでございます。7番の目的でございます。配置後10年が経過する性能の低下及び老朽化が著しい車両の更新を行い、消防力の維持向上を目的するといったものでございます。こちらの資料の9番にですね、更新前の車両が載っております。平成26年2月登録の車両となっているものでございます。8番の補助でございます。こちら総務省が行っております、救急消防援助隊設備整備事業補助金の交付が内定してございます。補助金額は1,481万8,000円でございます。3ページをお願いいたします。購入予定車両の概要でございますが、緊急消防援助隊車両としての登録要件に合致した

車両でございます。主なものとしては、四輪駆動高度救命処置に必要な各種救命資機材などの装備積載をしているものでございます。4ページをお願いいたします。入札結果でございます。こちら災害対応特殊救急自動車につきましては、特殊車両でございますので、販売元が限られていますことから、中段の記載のとおり、5社による指名競争入札を実施したものでございます。予定価格は左下に記載がございます税抜きで3,636万3,000円。落札率は91.85パーセントといったものでございます。本件の説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 今まで使用していた救急車両というのは、解体されるんですか。それとも、どこかでまた使われるのかどうか。よその国とか、例えば。

○磯山消防総務課長 今まで使われていた車は、日本消防協会とか、茨城県で海外に寄贈する事業等に協力いたしたり、あとは下取り措置で廃車にしたりしておりました。ただ、令和3年度に更新しました消防車なのですが、ネットオークションに初めてかけまして、350万円ぐらいで、消防車の売却ができましたので、引き続き今年度も昨年度更新しました救急車と水槽付の消防車をネットオークションにかける予定でございます。以上でございます。

○小坂委員 すいません。参考までに教えてください。主要な装備ということではいろいろ載っているんですけど、これって消防関係だけで使えるのか、それともお医者さんが乗って使うのかちょっとその辺だけ教えてください。

○磯山消防総務課長 これは、消防隊員がすべて使えるものですが、中には救急救命士ではなくては使えない資機材もございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので採決に移ります。議案第75号財産の取得について、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案どおり決しました。つぎに、議案第76号財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車I型購入についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。サイドブックスの資料の7、議案の第76号でございます。財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車I型購入についてでございます。こちらの案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条ですね、議会の議決を付さなければならない予定価格が2,000万以上の財産の取得に該当しますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページからお願いいたします。名称は神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車I型の購入。契約金額は7,843万円でございます。契約の相手方は東京都八王子市が本社の、日本機械工業株式会社本社営業部で

ございます。契約の方法は指名競争入札でございます。この契約内容につきまして、議決をお願いするものでございます。それでは、2ページをお願いいたします。まず、2番の納入場所につきましては、土浦市消防本部でございます。3番の期間につきましては、議会の議決を経た日から6年の3月9日まででございます。6番の契約方法につきましては、6月29日に指名競争入札にて執行したものでございます。7番の目的でございます。配置後15年経過する性能の低下及び老朽化が著しい車両の更新を行い、消防力の維持向上を目的としております。こちらの9番ですね、更新前の車両が記載されてございます。平成20年度登録の車両となるものでございます。つづきまして、8番の補助でございますが、総務省が行う救急消防援助隊設備整備事業補助金の交付が内定してございます。こちらにつきましては、1,918万1,000円でございます。つづきまして、3ページ、4ページ。こちらが購入予定車両の概要になってございます。救急援助隊応援車両としての登録要件に合致した車両でございます。四輪駆動の消防専用ダブルキャブ型のシャシ、1,500リットルの水槽、300リットルの泡消火器の薬液槽、泡消火薬剤の混合装置などを装備しております。つづきまして、5ページをお願いいたします。入札結果でございます。消防車両は特殊車両でございます。製造元が限られているため、中段記載のとおり、7社による指名競争入札を実施しました。予定価格は左下に記載してございます税抜きで7,136万3,000円。落札率は99.91パーセントでございました。本案件の説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○滝田委員 目的の中にありました消防力の維持向上という点について。従来ある消防車と今回購入するこの消防車の一つでも二つでも何か向上しましたよってというオプションみたいなものについて説明いただければ。また、従来のものと維持っていうか全く向上もしていない、同じものを買うというよりも、何かこう、ほかと違って何か一つでも多く人命救助に必要な部分で迅速になるような違いがちょっとでも分かるような話があればなと思うんですけど、よろしくお願いします。

○磯山消防総務課長 今回購入します化学車に関しましては、国の補助である緊急消防援助隊の補助金を活用することから、こちらの補助の要綱がございまして、補助の要綱に沿って仕様を作ったものでございます。補助以外のものを載せますと補助に該当しませんので、極力補助に該当する品物を載せていますので、15年前に買った車に比べますと、資機材等はかなり新しいものになっておりますので、使い勝手等はかなり良くなっているのではないかと思います。特段、補助以外のものをつけますと、持ち出しになってしまいますので、極力補助に沿った仕様となつてございます。以上でございます。

○古沢委員 例えば、どういった火災で使われるんでしょうか。

○磯山消防総務課長 化学車ですので、主に工場火災や危険物火災がメインとなりますが、普通の水槽付きの消防車に泡の薬剤が載っているだけですので、泡の薬剤を使わなければ、通常の建物火災、原野火災、山林火災にも使用できます。以上でございます。

○柳澤委員 先ほどの性能に関してなんですが、例えば小型化しているとかそういったこともないですね。小型化して取り回しがいいとか、狭所にも入れるとかそういったこ

ともないですか。

○磯山消防総務課長 化学Ⅰ型化学車というのは、Ⅰ型からⅤ型までありまして、数字が大きくなるほど薬剤や水を積む量が多くなります。今回、本市で更新しますのは、化学車の中でも軽化学車と言われている、一番小さな化学車でございますので、大きさ等は現在使用しているものと変わりございません。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第76号財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車1型購入については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案どおり決しました。以上で当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。ここで委員会を一旦休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時40分)

○奥谷委員長 それでは、総務市民委員会を再開いたします。その他、執行部から何かございますか。

○船沢市長公室長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 台南市との交流の今後の方向性等が分かれば、ちょっと教えていただけますか。

○佐野市民活動課長 はい。市民活動課佐野でございます。7月に、台南市の方の訪問に行ってまいりました。その際ですね、市長、また、副議長と面会しまして、今後の交流について様々な協議を行ってきたところでございます。今後は、観光分野、そして農業分野等で交流を図っていききたいということで、6月議会において、補正で出させていただきましたサイクリング関係のファムトリップにおいて、台南市の方を呼んで、土浦をPRしながら交流の方を図っていききたいということで、今検討しているところでございます。以上です。

○奥谷委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。お疲れ様でした。委員の皆様は、その他協議事項がございますので、もう少しお待ちください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、協議事項(3)各種委員会等の委員の選出に移ります。まず、土浦市公共施設等再編再配置計画委員会委員でございますが、今までは吉田博史さんをお願いをしておりましたが、いかがでしょうか。

(「篠塚委員に」という声あり)

○奥谷委員長 篠塚委員という声がありましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、篠塚委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。つぎに、土浦市空家等対策協議会委員でございます。今までは、篠塚委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「古沢委員に」という声あり)

○奥谷委員長 古沢委員という声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、古沢委員よろしくお願いいたします。つぎに、委員長報告書を取りまとめるに当たり、特に盛り込みたい御意見等はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。